

## 三重県文化財保存活用大綱【中間案】に対する意見募集結果

対応区分	① 反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
	② 反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
	③ 参考にする	今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
	④ 反映または参考にさせていただくことが難しい	県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県教育委員会(県)以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの
	⑤ その他(①～④に該当しないもの)	

### いただいたご意見等の取扱い

- ・ 本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ 類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)		中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
1	はじめに	1 (1)	「県民の皆さんによってこの大綱が有効に活用され、文化財の保護が一層効果的に進むことを願います。」よりも、「県民の皆さんと、この大綱によって、文化財の保存・活用・継承が進み、次代へと受け継がれていくことを望みます。」のほうが良い。	①	ご意見をふまえ、修正しました。
2	第1章 大綱策定の目的と位置づけ 第1節 大綱策定の背景と目的 (1)人口減少、少子高齢化社会の進行と文化財	2 (2)	本県は「少子高齢化社会」の段階ではもう既にある。みえ県民カビジョン・第三次行動計画と揃え、「少子・超高齢社会」と変えよ。	①	ご意見をふまえ、修正しました。
3	第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針 第1節 文化財 (3)三重県の文化財保護推進の課題	2 (2)	「自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています」とあるが、この文面からは、県内において、文化財保護と開発との均衡が図られていないと推測できるが、そのような理解で良いか。また、具体的な対策は本中間案にどのように明記されているか。	②	貴重な文化財を守るため、公共事業に際しては事前に文化財の保護を前提とした開発協議を実施していますが、それでも地球温暖化やこれまでに経験の無い環境の変化等による危惧は避けられないのが現状です。こうした中、文化財を守るために私たちができる具体的な取組内容については、第5章第1節で触れさせて頂きました。
4	第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針 第1節 文化財 (4)文化財保護の基本方針	7 (7)	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対して、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会における附帯決議の中に、「文化財保護行政においては、文化財の保存と活用の双方が共に重要な柱であり、文化財の次世代への継承という目的を達成する上で不可欠なることを踏まえ、国及び地方公共団体は、文化財に係る施策を推進するに当たっては、保存と活用の均衡がとれたものとなるよう、十分に留意すること」とあるが、指定文化財等の観光資源としての利用が推進される中、「活用」が資源を低下させるような乱活用にならないよう配慮する必要がある、文化資源たる文化財を消耗することなく持続可能な活用が求められると考える。そのためには、県の大綱(本中間案)と地域計画や個別の保存活用計画の内容に「保存と活用の均衡を図る」という考え方を示し、持続可能な活用を担保する必要があると考える。したがって、該当箇所の必要な文言の修正を図りたい。	②	ご指摘の内容については、「(4)文化財保護の基本方針」の冒頭で述べておりますように「文化財の価値が末永く守り伝えられ、将来の県民の皆さんも、その価値を享受できることが求められ」と考えます(p7)。本大綱で示している「4つの柱」(p7)は、衆参両院の附帯決議にもある「保存と活用の均衡」を前提としたものです。

意見番号	項目・中間案ページ (最終案ページ)		中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
5	第4章 三重県の風土的特徴 第1節 三重県の自然・歴史環境の概要 (2)歴史的環境概要表2	16 ( )	・古代の郡名としての河曲は「かわわ」が正しいことに異論は無いが、現代の地名として残っているのは「かわの」である。誤記ではない事がわかるよう、注釈を入れよ。 ・多気(たげ)については、多気(たき)との混同がなされることはないと思うが、必要なら注釈を入れても良い。	①	ご意見をふまえ、誤解がないように註を追記しました。
6	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第1節 保存 (5)無指定の文化財の保護	32 ( )	平成31年の法改正によって明文化された「無指定文化財」の保護は、本中間案でも位置付けるとおり、非常に重要であると考えられる。しかし、「価値の高い」という文言を設けてしまうと、結局そこに判断者主観の新たなハードルができてしまい、せっかくの法改正が本末転倒になりかねない。したがって、判断者の主観に左右されにくい言語表現、例えば「地域の人々に大切にされている」や「長きに亘り守られている」など、客観的事実を踏まえた表現にする必要があると思われる。	②	ご意見にありますとおり、無指定の文化財は「指定」という行為が無い状態であっても、地域の中で大切に守り伝えられてきています。P10で触れておりますように、そのような状態を大切にしたいため、本県では通常用いている「未指定文化財」という語を用いずに「無指定文化財」としております。ご指摘の箇所については、無指定文化財のなかで指定・登録等、適切な保護を行うにあたっての判断のひとつとして挙げているものです。
7	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第4節 専門的人材の確保と育成	38 ( )	学制百二十年史(旧文部省)によると、「(前略)都道府県・市町村に置かれている文化財保護指導委員等も、文化財保護行政の言わば最前線における文化財と地域住民を結ぶ架け橋として活躍している」とあり、また、昨年施行された改正文化財保護法においては、「文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする」とされ、文化財保護指導委員の位置づけが高まりつつあるため、本中間案においても、文化財保護指導委員の確保や育成について明示されたい。とりわけ市町における文化財保護指導員の設置や、設置自治体に対しては活動や研修等に対する人的・財政的な支援についても明示されたい。また、市町における文化財保護指導委員の位置づけ(重要度)について、県の基本的な認識についても伺う。	①	本県では文化財保護法に基づく文化財保護指導委員を任命しています。本大綱では、文化財保護指導委員の活動として、これまでの文化財巡視や文化財所有者への助言のほか、災害時において文化財レスキュー活用ができるように位置づけを行っています。これらについて、ご指摘の内容を踏まえ、修正いたしました。また、文化財保護指導委員は、法改正によって市町でも設置が可能となりましたので、市町もそれによって強化が可能であることを追記しました。文化財保護指導委員に関する相談が市町から県にあった場合には、その都度適切に対応させていただきます。
8	全般		・本大綱は、改正文化財保護法に基づいた県の大綱でありはするが、もう一步踏み込んで「三重県文化財保存活用大綱」としている。さらに一步踏み込んで「三重県文化財保存・活用・継承大綱」としてはいけないのか。	④	「〇〇(都道府県名)文化財保存活用大綱」の名称につきましては、国が指針や補助要項のなかで用いていますので、本県もそれに準拠しています。
9	全般		P30の(4)埋蔵文化財の保護と調査では、「国土開発に伴う滅失の危機」から遺跡を保護するため、埋蔵文化財の保護制度がある旨が述べられており、県はその文化庁の定める『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準(報告)』(平成16(2004)年)の区分①②③に関係なく、慎重かつ正確に実施される必要があるとしている。このことから、埋蔵文化財に関しては、開発行為に係る一定以上の保護姿勢があることが理解できる。しかし、開発行為によって滅失の危機に遭うことが同じく予想される「記念物」(遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物)や「文化的景観」に関しての開発行為に対する保護策が何処にも示されていない。その理由は何か？ “開発行為”に対しては、「埋蔵文化財」だけではなく、「記念物」や「文化的景観」に対する保護策も言及するべきである。	③	ご指摘頂きました記念物や文化的景観の保護につきましては、本大綱第3章で示しましたように、文化財保護法や三重県文化財保護条例では、価値が高いこと、県にとって重要なものについて、「指定」あるいは「登録」を行い保護しており、これらの周辺で開発が行われる場合には事前に保護を前提とした協議をしています。また、埋蔵文化財は土地に埋もれている文化財であり、記念物や文化的景観のように発掘調査を伴わなくてもその価値が確認できる文化財とは異なるため、開発行為にあたっては、事前協議が重要と位置づけられています。この一方、無指定の記念物や文化的景観の保護については、文化財保護法にも明確な方針は示されていないものの、本大綱では県の取組方法として第5章第1節(5)で触れさせていただきました。 ご意見は、無指定の記念物等を保護していただくため参考にさせていただきます。
10	全般		文化庁において「記念物」や「文化的景観」に対する個別具体の保護制度や指針があるのなら最低でもそれに準拠する旨を示すべきであるし、もし無いのであれば、例えば「記念物」ならIUCN(国際自然保護連合)や環境省、都道府県や市町村レベルでの『レッドデータカテゴリ』や、「文化的景観」ならUNESCOの世界遺産への登録状況や審査基準、国土交通省所管の『通称：景観緑三法』関連法令による保護制度と密接に関連するのであるから、それらの指定状況等も考慮して「記念物」や「文化的景観」保護に取り組むべき旨を明記する必要があると思われる。	③	文化財保護法や三重県文化財保護条例に基づく指定・登録等のなされていない景観や希少生物等の保護については、それぞれの法律等に基づく適切な保護がなされていると考えていますが、ご指摘にもある「レッドデータブック」等も有効に活用し、無指定の記念物等を保護していけるよう、ご意見を参考として取り組んでまいります。
11	全般		県内は祭事の主たる担い手が、まだ余力のある前期高齢者であるうちに、祭事の合併を検討しなくてはならない時期に、もう既になっている。合併できなければ単なる休止となって、廃絶する。縮小できる部分、合併できる部分、隣接した学校区と合同開催を試してみる部分などを、より良い形で縮小継承できるよう、古老の口伝により各種の要素が損なわれない形で縮小が求められる。どこかに触れておくべきだが、どの部分に入れ込むべきか判断しかねた。	③	地域で守り伝えられてきた祭礼行事等は、地域や行事毎の来歴や経緯があります。その保存と継承についても、県から一律に方針を示すのではなく、関係する市町も交え、それぞれの保存団体や地域の方々へ寄り添いながら、実施できることを検討するのが大切だと考えています。無形民俗文化財の保護を考えていく方法のひとつとして参考にさせていただきます。